

令和6年度長野県「世界エイズデー」普及啓発週間実施要領

1 名 称

令和6年度長野県「世界エイズデー」普及啓発週間

2 今年度の主題（キャンペーンテーマ）

「U＝U 知ることから、もう一度。12月1日は世界エイズデー。」

（全国の普及啓発主題と同じ）

3 趣 旨

WHO（世界保健機関）は、1988年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を“World AIDS Day”（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱した。

1996年から、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を継承しているところである。

厚生労働省は、UNAIDSが提唱する“World AIDS Day”に賛同し、その趣旨を踏まえ、12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動の推進、また、性感染症の罹患とHIV/エイズが緊密であることを鑑み、近年感染者数が増加している梅毒や、国内で散発的な感染の発生が報告されているエムポックスについても、検査の実施や普及啓発の推進を図ることとしている。

本県においても、“World AIDS Day”に賛同し、性感染症等の予防の知識の習得を目的に積極的な普及啓発が行われる「性の健康週間（11月25日から12月1日までの1週間）」に合わせ、HIV/エイズや性感染症に関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、これらのまん延防止及び患者・感染者に対する差別や偏見の解消等を図るものとする。

4 啓発期間

令和6年11月25日（月）から12月1日（日）まで

5 主 唱

長野県、長野県教育委員会

6 後 援

長野労働局、長野地方法務局、長野県市長会、長野県町村会、（一社）長野県医師会、（一社）長野県歯科医師会、（一社）長野県薬剤師会、（公社）長野県看護協会、（一社）長野県臨床検査技師会、（公財）長野県健康づくり事業団、（社福）長野県社会福祉協議会、長野県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金長野審査委員会事務局、（一社）長野県経営者協会、（一社）長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、長野県農業協同組合中央会、日本労働組合総連合会長野県連合会、（一社）長野県生活衛生同業組合連合会、長野県PTA連合会、長野県高等学校PTA連合会、長野県保健補導員会等連絡協議会、長野県人権擁護委員連合会、（公社）長野県私学教育協会、長野県遊技業協同組合、（一社）長野県建設業協会、長野県書店商業組合、長野県エイズ治療拠点病院等連絡会、信濃毎日新聞社、朝日新聞長野総局、読売新聞長野支局、毎日新聞長野支局、中日新聞社、NHK長野放送局、SBC信越放送、NBS長野放送、TSBテレビ信州、abn長野朝日放送、長野エフエム放送

7 実施事業

啓発期間に合わせて、長野県、市町村、事業所及び各種団体が各々、HIV・性感染症の予防、検査等に関する知識の普及啓発事業を展開するとともに、患者・感染者に対する差別や偏見の解消等を図り、患者・感染者を支援する体制づくりを推進する。

(1) 保健福祉事務所（保健所）が実施する事項

- ア 街頭キャンペーンの実施
- イ 普及啓発コーナーの設置（ポスター、啓発物品、レッドリボンツリーの展示等）
- ウ 時間外等の相談・検査体制の充実
- エ 学校、事業所、団体等へ医師・保健師を派遣する出前講座等の実施
- オ 関係機関等と連携した HIV/エイズ及び性感染症の啓発活動
- カ その他

(2) 市町村が実施する事項

- ア 看板、ポスター等の掲示
- イ 放送、広報資料等による住民への正しい知識の普及啓発

(3) 小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修・各種学校が実施する事項

- ア 看板、ポスター等の掲示
- イ 児童、生徒、学生への正しい知識の普及啓発

(4) 事業所、団体等が実施する事項

- ア 看板、ポスター等の掲示
- イ 放送、広報資料等による従業員等への正しい知識の普及啓発

8 普及啓発における留意点

(1) 普及啓発の基本的な考え方

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成 30 年厚生労働省告示第 9 号）の趣旨を踏まえ、長野県に在住するすべての人々に対して、正しい知識の普及啓発の強化を図ること。普及啓発に当たっては、近年の発生動向を踏まえ、対象者の実情に応じて正確な情報と知識を分かりやすい内容と効果的な媒体により提供すること。

(2) 人権の尊重

患者・感染者が尊厳をもって暮らせる社会づくりのためには、患者・感染者のみならず、その周囲の人々の HIV/エイズに関する理解が必要であり、就学・就労を始めとする社会参加を促進することが、患者等の個人の人権の尊重及び福利の向上だけでなく、社会全体の HIV/エイズ・性感染症に関する正しい知識や患者・感染者に対する理解を深め、学校や職場における偏見や差別の発生を未然に防止することになること。

また、患者・感染者が安心して医療を受けられる環境づくりを進めることが重要であり、エイズ診療に取り組む医療関係者へ支援を訴える必要があること。

(3) HIV 治療の進歩と検査・早期治療の重要性

HIV 治療の進歩に伴い、HIV に感染しても早期発見及び早期治療によって長期間、社会の一員として生活を営むことができるようになってきたこと。

検査・相談は無料・匿名で最寄りの保健所等で受けられることや医療機関でも受検ができることなど、検査・相談の利用の機会に関する情報提供に努め、検査を受けやすくするための特段の配慮が必要であること。

9 その他

広報の実施にあたっては、患者・感染者やその家族の社会的背景や人権への配慮が必要である。